

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新潟県三条市

## 2 構造改革特別区域の名称

街なか行政サービス拡大特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

新潟県三条市神明町の区域の一部

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 地理的社会的特性

現在の三条市役所は、庁舎の手狭さの解消等を図ることから、昭和45年、中心市街地に相当する元町（パルム1の西方）から同市街地をやや北側に外れた現在地に移転したため、また、市役所移転前の元町やパルム1の位置する神明町を含む中心市街地は、市全体に比べ現在高齢化が進んでいるため、これらの地域の住民から見れば、現在の市役所は若干不便な場所に位置しているとの印象を持たれているのが現状である。

また、三条市では、現在、「市町村の合併の特例に関する法律」の失効期限である平成17年3月までに、田上町、栄町、下田村など近隣市町村と合併をすべく現在検討しているところであり、この合併が実現すれば、行政事務の効率化や広域的な観点からの地域づくりなど様々なメリットを享受することが可能となるが、その一方で、広域な面積を有する新市の誕生により、新市内の地域によっては、場合によって行政サービスが若干程度不均一となる可能性を完全に払拭することができないため、その不均一さを是正するための取組みを講ずる必要がある。

さらに、三条市の主要産業は利器工匠具製造業や金属加工業などのいわゆる「金物産業」であるが、その産業の特性上、三条市内の企業の約91%が小規模事業所（総従業員数20人以下）となっており、全国平均約77%と比較しても小規模事業所比率が高い地域となっている。このため、共働き世帯の割合も全国に比較してかなり高くなっており（新潟県約56%、全国約45%）、市役所窓口時間に行政サービスを受けるためには、就業時間中に時間休暇を得るなどして、市役所に赴かなければならない地域特性がある。

こうした地理的社会的特性の下、市民の利便性の維持・向上を図るため、行政サービスの維持・向上を図っているのが現在の三条市が置かれている状況である。

### (2) 行財政的特性

三条市では、市民がIT社会の実現による様々なメリットを享受することができるよう、また、行政事務の効率化を図ることで、市民の利便性の向上にも資するよ

う、平成 13 年 10 月に総務省からテレトピア地域の指定を受け、公共施設間を光ファイバで結ぶ地域イントラネットの構築や高度情報通信ネットワークの 1 つである新世代ケーブルテレビによるインフラ整備といった地域情報化や、行政内部のシステム化や電子自治体実現のための環境整備といった行政情報化に向け、新潟県内でも先進的に取り組んでいるところである。

他方、三条市の財政状況は、他の地方自治体に比べ、決して良い状況ではなく、例えば、経常収支比率（経常経費充当一般財源額 / （経常一般財源歳入総額 + 減税補てん債 + 臨時財政対策債））を見ても、三条市は新潟県内でワースト 3 となっており、全国的に見ても、類似団体と比較しても極めて厳しい数字となっているところである。

こうした行財政的特性の下、行政コストの徹底的な低減を図りつつ、IT 革命といった社会的な大変革等に対応した新規の行政サービスの提供に取り組んでいるのが現在の三条市が置かれている状況である。

### (3) 経済的特性

モータリゼーションの進展や消費者の行動様式の多様化、郊外やロードサイドへの大型店の出店により中心市街地は空洞化が進み、三条市では平成 11 年度に「中心市街地活性化基本計画」を策定した。これを受け、三条商工会議所では平成 13 年度に「三条市 TMO 構想」を策定し、当市では平成 14 年 4 月にこの構想を認定したところである。

策定された TMO 構想の中では、中心市街地活性化のために空き店舗対策事業や情報発信事業、コミュニティーマネー事業、まちづくり事業といった 4 つの部会を設置した。各事業部会では商業関係者だけでなく、有識者や NPO、市民団体などが委員として参画し、中心市街地活性化のための振興策が検討されているところである。

また、平成 13 年度に行なわれた商圈人口調査の結果、平成 10 年度からの 3 カ年で商圈となる市町村は減少し、商圈人口も 10 万人以上減少した。

さらには、平成 13 年度から平成 14 年度にかけて、中心市街地の商店街にある大型核店舗の「長崎屋」や「まるよし」が相次いで閉店し、中心市街地の求心力は著しく低下しているところである。

このような状況の中で、TMO 構想の策定と並行して、市内の各商店街では空き店舗対策としてエコステーション事業や商店街の街路樹にイルミネーションを飾る事業などを実施し、積極的に中心市街地の活性化のための事業に取り組んでいるところである。また、増加する空き店舗対策事業として平成 14 年度からチャレンジショップ事業を実施し、独立創業者の育成を行なっているところである。

こうした経済的特性の下、中心市街地の活性化は、三条市の産業行政の喫緊の課題となっているところである。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

三条市では、昨年度、（財）地方自治情報センターの助成を受け、「IC カード標準システム実証実験」に全国 28 団体の 1 つとして参加するなど、本年 8 月 25 日より希望

者に対して交付される住民基本台帳カードを利用した本市独自サービスの開始に向け取り組んでいるところである。

現在予定しているこの独自サービスには、専用の自動交付機を用いて「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」の交付を受けることができる「証明書等自動交付サービス」があり、本市では現在、この専用の自動交付機1台を保有（実証実験段階で購入）しているところである。

こうした現状の中、また、上記4の三条市の特性の下、自動交付機の設置に係る国の通知による各種規制（設置場所を公共施設に限定、公共施設であっても都道府県又は国の施設にあっては市町村の庁舎で監視等ができる仕組みを備えること等）の特例措置を講ずることを通して、

現在保有している自動交付機を中心市街地に存する第3セクターの商業施設ビル「パルム1」に移設し、併せて、市役所窓口時間外にもサービスを提供

初期費用を軽減するため自動交付機を囲うブースを設置せず、また、監視管理費用を軽減し及び民間活力を利用するため紙詰まり等の監視・管理業務を民間会社に委託

を行えば、国からの本件に関するモデル提供を受けることなく、また、従来型の財政措置による本件に関する支援措置を受けることなく、

市民の利便性の向上

より安価な維持コストでのサービス提供及び民間活力の利用

現在低迷している中心市街地の活性化への貢献

が、それぞれ次のとおり実現される。

また、本構想は、導入済みの自動交付機の活用方策でもあること、「証明書等自動交付サービス」は住民基本台帳カードを用いて提供されるものであること、から、三条市における今回の特定事業の遂行状況によっては、全国においても、導入済みの自動交付機の有効活用が可能となるとともに、IT基盤の1つである住民基本台帳カードの普及にも資することとなる。

#### (1) 市民の利便性の向上

規制の特例措置（設置場所の制約要件、市役所職員による監視体制要件の緩和）を受けることにより、毎日約5,000人ももの市民等が買物等に利用する商業施設ビル「パルム1」に設置すること、市役所窓口時間（平日8:30～17:00（火のみ19:00）、日曜8:30～17:00）外に「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」の発行を受けること、が可能となり、市民の利便性が向上する。

なお、自動交付機経由の「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」の発行手数料については、平成15年11月1日より1通200円に減額（現行は1通300円）するため、さらに、市民の利便性の向上が図られる。

また、市町村合併後においては、新市に参加する近隣市町村の住民も住民基本台帳カードを利用した三条市独自サービスを受けることが可能となるため、例えば、「パルム1」周辺の中心市街地に職場のある近隣市町村の住民も、仕事帰りなどに「パルム1」において「証明書等自動交付サービス」を受けることが可能となり、こうした面からも、市民の利便性の向上が図られる。

さらに、将来、市町村合併後、地域における行政サービスの不均一化が生ずることのないようにするため、自動交付機を追加購入し、当該地域に設置することにより、当該地域住民の利便性を維持・向上を図ることも可能である。

(2) より安価な維持コストでのサービス提供及び民間活力の利用

規制の特例措置（機器等整備要件、市役所職員による監視体制要件の緩和）を受けることにより、自動交付機を囲うブースを設置しない（ブースを設置しない代替措置として自動交付機の運用時間外はビルそのものをシャッターにより閉鎖することにより、運用時間外の不正行為を防止する）ことによる移設費用の軽減が、また、監視・管理業務を市役所職員が行うのではなく、民間会社に委託することにより、監視・管理費用の軽減が可能となる。

また、将来、住民基本台帳カードが十分に普及し、その多数が自動交付機を通じて「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」の交付を受けるような状況が実現すれば、厳しい財政状況の中、窓口事務の一層の効率化が可能となる。

さらに、上述のとおり、監視・管理業務を民間会社に委託することにより、民間活力の利用が可能となり、直接的な経済効果が期待される。

(3) 現在低迷している中心市街地の活性化への貢献

商業施設ビル「パルム1」と並び、中心市街地の中心施設であった「まるよし」スーパーが倒産し、また、「パルム1」の中核施設であった「ジャスコ」が撤退するなど、中心市街地における経済状況が低迷している中、規制の特例措置（設置場所の制約要件の緩和）を受けることにより、「証明書等自動交付サービス」を受けるといって買物をするといった相乗効果が期待でき、中心市街地の活性化に寄与する。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

三条市の構造改革特別区域計画では、利用者利益の増進（市民の利便性の向上）、新規サービスにおける行政コストの低減等（より安価な維持コストでのサービス提供及び民間活力の利用）、地域経済の活性化（現在低迷している中心市街地の活性化への貢献）、を目標とし、これらの実現により、地域の活性化に貢献していく。

また、三条市の構造改革特別区域計画に基づく事業の実施により、目標が達成されれば、同様の事例を他市町村において行うことも可能であるため、我が国全体の経済社会の活性化に資することが期待される。

なお、それぞれにおける具体的な目標は、次のとおりである。

(1) 利用者利益の増進（市民の利便性の向上）

自動交付機を中心市街地に存する商業施設「パルム1」に設置し、その運用時間を「パルム1」1階店舗営業時間に合わせる（平成15年11月1日現在は、月曜から土曜は10:00～20:00、日曜は8:30～20:00）ことにより、市民の方々が、市役所まで足を運ぶことなく、また、仕事帰りなど市役所窓口時間外においても、「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」の発行を受けることを可能とする。

(2) 新規サービスにおける行政コストの低減等（より安価な維持コストでのサービス

提供及び民間活力の利用)

5(2)のとおり、自動交付機を囲うブースを設置しないことによる移設費用の軽減、監視・管理業務を市役所職員ではなく、民間会社に委託することにより、監視・管理費用の軽減、を実現することにより、「証明書等自動交付サービス」という新規サービス開始にあたっての行政コストの低減を図る。

また、上述のとおり、監視・管理業務を民間会社に委託することにより、民間活力の利用を図る。

(3) 地域経済の活性化(現在低迷している中心市街地の活性化への貢献)

5(3)のとおり、「パルム1」に間借りしているスーパー等や中心市街地の商店街と、自動交付機との相乗効果により、新たな需要を創出し、中心市街地を核とした地域経済の活性化に寄与する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 経済的効果

市民の利便性の向上による経済的効果

市民の利便性の向上による経済的効果としては、就業時間の有効活用が挙げられる。つまり、自動交付機の運用時間が20:00(平成15年11月1日現在)までであることから、自動交付機の移設により、就業時間中に時間休暇をもらい市役所に足を運ばなくとも、仕事帰りに自動交付機を通じて「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」の発行を受けることができる点に着目したものである。

三条市では、「証明書等自動交付サービス」が利用可能な住民基本台帳カードの普及枚数を、1年当たり約2,500枚(新規転入者数約2,000人の半数+印鑑登録証申請者数約2,500人の半数+三条市民のうち住民基本台帳カード交付希望見込者約250人)と想定しているところである。

一方、「住民票の写し請求書」と「印鑑登録証明書交付申請書」の年間当たり総数は、三条市の総人口約85,000人に対して、約52,000件である。

規制の特例措置を講ずることにより、住民基本台帳カードを保有する市民のうち「住民票の写し」又は「印鑑登録証明書」を受ける市民の1/2が自動交付機を通じてこれらを受けるものと仮定すると、年間約750人が自動交付機を利用することとなる。

この約750人のうち、約56%(三条市就業者数/三条市人口)が就業者であると仮定すると、約420名が就業者となる。

この約420名の約90%が現行の時間外窓口サービスを利用していないものとし、市役所まで「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」を受けるために2時間の時間休暇を取る必要があったものと仮定すると、年間で約750時間の就業時間中の生産力投下が可能となる。

より安価な維持コストでのサービス提供による経済的効果

より安価な維持コストでのサービス提供による経済的効果としては、移設費用の節減効果や監視・管理費用の節減効果が挙げられる。このうち、監視・管理費用の

節減効果は、市役所職員人件費と民間企業の人件費の差に着目し、市役所職員が監視・管理した場合に追加的に発生する市役所職員の人件費と委託した場合の人件費等を比較したものである。

#### ア 移設費用の節減効果

規制の特例措置を講ずることにより、自動交付機を囲うブースを設置しないこととした場合、約 500 万円の節減となる。

#### イ 監視・管理費用の節減効果

自動交付機の監視・管理業務を市役所職員が行った場合、1月当たりの人件費が 31 万円（ ）となる。

一方、規制の特例措置を講ずることにより、本業務を民間会社に委託すると、1月当たりの委託費が約 9 万円となる。

したがって、1月当たり 22 万円の軽減となり、1年間では 264 万円の軽減となる。

算出根拠（運用時間が 20:00 まで（平成 15 年 11 月 1 日現在）の場合）

市役所では、時間外窓口サービスを、火曜日 19:00 まで、日曜日が 8:30 から 17:00 まで行っているところ（市民課 3 名等）。この時間外窓口サービスの時間帯を除き、市役所窓口時間以外に職員 1 名が監視・管理業務を行うため、残業（人件費単価 2,731 円/時間）及び休日出勤（人件費単価 2,950 円/時間）することを想定すると、約 31 万円となる。

#### 現在低迷している中心市街地の活性化への貢献による経済的效果

現在低迷している中心市街地の活性化への貢献による経済的效果として挙げられるのが、「証明書等自動交付サービス」を受けるついでに買物をするといった行動を通じて得られる需要拡大効果である。

上記 のとおり、年間約 750 人が自動交付機を利用することとなる。

現在、パルム 1 の 1 人当たりの平均購入高が約 1,400 円であることから、この約 750 人がついでに買い物を行うと仮定すれば、本自動交付機の設置による中心市街地の活性化への貢献は、直接的な効果で、年間当たり約 105 万円と推計される。

### (2) 社会的効果

#### 全国でも先進的に導入している自動交付機の有効活用による社会的効果

自動交付機を中心市街地に存する商業施設「パルム 1」に設置し、その運用時間を「パルム 1」1 階営業時間に合わせる（平成 15 年 11 月 1 日現在は、月曜から土曜は 10:00～20:00（日曜は 8:30～20:00）ことにより、市民の方々が、市役所まで足を運ぶことなく、また、仕事帰りなど市役所窓口時間外においても、「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」の発行を受けることが可能となり、より多彩な手段での行政サービスの提供が実現する。

特に、「パルム 1」周辺の高齢化率は約 28%と、市全体の高齢化率約 21%と比較しても、「パルム 1」周辺は高齢化が進んでいる地域であり、当該地域に

居住している高齢者の方々にとっても、自動交付機の移設により、市役所よりも自宅に近い「パルム1」において「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」の発行を受けることが可能となることから、高齢者にやさしい行政サービスの提供が実現する。

また、自動交付機の移設による「証明書等自動交付サービス」の提供により、市民に身近な市役所の存在が市民の方々に再認識され、市役所に対する親近感が醸成されることが期待される。

サービス拡充による住民基本台帳カードの普及

「証明書等自動交付サービス」等の三条市独自サービスを住民基本台帳カードに付加することにより、行政分野におけるIT基盤の1つである住民基本台帳カードの普及が期待される。

## 8 特定事業の名称

- (1) 住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業（401）
- (2) 印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所拡大事業（402）

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

三条市では、住民基本台帳カード内の住民基本台帳ネットワークシステムで利用する領域から独立した空き領域及びカードの券面を利用して、「証明書等自動交付サービス」のほか、「申請書等自動作成サービス（市役所窓口に設置された専用のパソコンを使用して、各種申請書等の自動作成を可能とするサービス）」「公共施設予約サービス（各公共施設等に設置された専用のパソコンや家庭のパソコンを使用して、公共施設の仮予約を行うサービス）」「図書資料の貸出しサービス（住民基本台帳カードの裏面にバーコードを印刷することにより、図書館利用カードと同様、図書資料の貸出しを受けることを可能とするサービス）」を、三条市独自サービスとして、本年8月25日より提供する予定である。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業（401）

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

三条市

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成 15 年 10 月 15 日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

三条市（なお、監視・管理業務については、三条昭栄開発株式会社（代表取締役社長 高橋一夫）に委託）

#### (2) 事業が行われる区域

新潟県三条市神明町 1 番 1 号（パルム 1）

#### (3) 事業の実施期間

開始日：平成 15 年 11 月 1 日

終了日：特に定めない

#### (4) 事業の概要

「住民票の写し」の自動交付サービス

現在、市役所に設置されている自動交付機を「パルム 1」1 階フロア内エレベータホール付近に移設し、市役所内に設置されている自動交付機専用のサーバ（住民票の写しの交付に必要な情報を保管）と自動交付機とを専用回線でつなぐことにより、自動交付機による「住民票の写し」の自動交付サービスを行う。

具体的な利用方法は、住民基本台帳カード（利用申請を受け、カードに「住民票の写し」の自動交付サービスを受けるのに必要な情報が記録されたものに限る。）を自動交付機に挿入し、数字 4 桁からなる暗証番号を入力し、手数料（1 枚当たり 300 円のところ 200 円に減額（平成 15 年 11 月 1 日より施行））を投入することにより、「住民票の写し」が排出される。

自動交付機の運用時間は、「パルム 1」1 階店舗営業時間と同様（平成 15 年 11 月 1 日現在は、月曜～土曜は 10:00～20:00（日曜日のみ 8:30～20:00））とする予定。

「パルム」の概要

- 1 三条市が、最重要点施策の一つとして、昭和 58 年度～昭和 62 年度の 5 カ年をかけて行った昭栄地区第一種市街地再開発事業で建築された商業施設ビル（パルム 1）、高層マンション棟（パルム 2）、立体駐車場等である複合施設で、「みんなが仲良く楽しく集う場



所」という「パルム」の愛称で、当地域の憩いの場として親しまれている。（三条市役所より徒歩 10 分ほどの立地）

- 2 開発当初は商業施設ビルのキーテナントとして、ジャスコ（現イオン）が入居しており、中心市街地の核店舗として賑わいを見せていたが、近年の社会状況から平成 13 年 1 月をもってジャスコは撤退し、パルム 1 は空きビルとなったところ。

この後、市を始め、市街地再開発ビルの管理を行なうべく第三セクターで設立された三条昭栄開発㈱により後継店舗の誘致を行い、現在、テナントとしては、スーパーの㈱パワーズフジミを始め、衣料品店、本屋、ケーブルテレビ会社の㈱エヌ・シー・ティやフィットネスクラブなどが入居しているところ。

それまで、パルム周辺の中心商店街には地元資本のスーパーのまるよしや長崎屋も立地していたが、平成 14 年にそれらも相次いで閉鎖。再開発ビルのパルム 1 はまだ空き床がある（平成 15 年 6 月末現在入居率約 75%）ものの、これからも中心市街地の活性化のための中核施設として市民からも期待もされているところ。

### セキュリティ対策

運用時間中においては、三条昭栄開発株式会社に監視・管理業務を委託することにより、同社が監視管理用カメラ（自動交付機を撮影）及び個人撮影用カメラ（自動交付機内部から利用者を撮影）を介して監視を行う（利用者を撮影した映像記録は市役所で 2 年間保存）。また、同社が 1 時間に 1 回程度の頻度で巡回を行う。この場合において、同社と市役所との間で緊急連絡体制を整備することにより、緊急時には、市役所職員が迅速に駆けつけること等ができるようにする。

運用時間外においては、自動交付機の設置場所を含む「パルム 1」の 1 階フロアの大部分をシャッターで閉鎖することにより、外部と完全に遮断するとともに、シャッターの破壊行為等に対しては、同社が契約している警備会社（セコム上信越株式会社）が対応する。よって、自動交付機を囲うブースは設置しない。

また、個人情報保護対策としては、上記（自動交付機と市役所内サーバとの間は他のネットワークとは物理的に完全に独立した専用回線を使用、利用に際しては暗証番号の入力が必須）のほか、ア）三条市個人情報保護条例に基づき、個人情報を漏洩した職員や受託会社社員に対する罰則の適用、イ）誤った暗証番号が 3 回入力された場合には、自動交付機内にカードが取り込まれる、ウ）カードや住民票の写しを取り忘れられた場合には、一定時間経過後に自動交付機内に取り込まれる、エ）サーバにアクセスする職員を必要最小限に限定する、等の措置を講ずることとする。

### トラブル対策

三条昭栄開発株式会社に監視・管理業務を委託することにより、同社が障害検出装置（証明書に係る印刷トラブル、釣銭不足等をアラーム音とともに画面に表示する装置）や緊急電話（自動交付機脇と同社間の専用電話）を介してトラブルを認知し、当該トラブル対策を行う。この場合において、同社と市役所及び自動交付機メーカーとの間で緊急連絡体制を整備することにより、同社が対応困難な場合に市役所職員又は自動交付機メーカー社員が迅速に駆けつけることができるようにする（概念図は別添のとおり）。

- (5) 事業により実現される行為

三条昭栄開発株式会社が運営管理する商業施設「パルム1」に、専用の自動交付機を移設することにより、「住民票の写し」の自動交付が実現される。

5 当該規制の特例措置の内容

通知（請求者識別カードによる申請に基づく住民票の写し等の交付に係る留意事項等について（総行市第211号））の定める基準にかかわらず、上記4のとおり、個人情報保護対策やセキュリティ対策を講じた上で、「住民票の写し」を交付する自動交付機を、三条昭栄開発株式会社が運営管理する商業施設「パルム1」に移設し、住民基本台帳カードを利用した三条市独自のサービスである「住民票の写し」の自動交付サービスを提供する。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所拡大事業（402）

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

三条市

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成 15 年 10 月 15 日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

三条市（なお、監視・管理業務については、三条昭栄開発株式会社（代表取締役社長 高橋一夫）に委託）

#### (2) 事業が行われる区域

新潟県三条市神明町 1 番 1 号（パルム 1）

#### (3) 事業の実施期間

開始日：平成 15 年 11 月 1 日

終了日：特に定めない

#### (4) 事業の概要

「印鑑登録証明書」の自動交付サービス

現在、市役所に設置されている自動交付機を「パルム 1」1 階フロア内エレベータホール付近に移設し、市役所内に設置されている自動交付機専用のサーバ（印鑑登録証明書の交付に必要な情報を保管）と自動交付機とを専用回線でつなぐことにより、自動交付機による「印鑑登録証明書」の自動交付サービスを行う。

具体的な利用方法は、住民基本台帳カード（利用申請を受け、カードに「印鑑登録証明書」の自動交付サービスを受けるのに必要な情報が記録されたものに限る。）を自動交付機に挿入し、数字 4 桁からなる暗証番号を入力し、手数料（1 枚当たり 300 円のところ 200 円に減額（平成 15 年 11 月 1 日より施行））を投入することにより、「印鑑登録証明書」が排出される。

自動交付機の運用時間は、「パルム 1」1 階店舗営業時間と同様（平成 15 年 11 月 1 日現在は、月曜～土曜は 10:00～20:00（日曜日のみ 8:30～20:00））とする予定。

「パルム」の概要

- 1 三条市が、最重要点施策の一つとして、昭和 58 年度～昭和 62 年度の 5 カ年をかけて行った昭栄地区第一種市街地再開発事業で建築された商業施設ビル（パルム 1）、高層マンション棟（パルム 2）、立体駐車場等となる複合施設で、「みんなが仲良く楽しく集う場所」という「パルム」の愛称で、当地域の憩いの場として親しまれている。（三条市役所

より徒歩 10 分ほどの立地)

- 2 開発当初は商業施設ビルのキーテナントとして、ジャスコ(現イオン)が入居しており、中心市街地の核店舗として賑わいを見せていたが、近年の社会状況から平成 13 年 1 月をもってジャスコは撤退し、パルム 1 は空きビルとなったところ。

この後、市を始め、市街地再開発ビルの管理を行なうべく第三セクターで設立された三条昭栄開発(株)により後継店舗の誘致を行い、現在、テナントとしては、スーパーの(株)パワーズフジミを始め、衣料品店、本屋、ケーブルテレビ会社の(株)エヌ・シー・ティやフィットネスクラブなどが入居しているところ。

それまで、パルム周辺を中心商店街には地元資本のスーパーのまるよしや長崎屋も立地していたが、平成 14 年にそれらも相次いで閉鎖。再開発ビルのパルム 1 はまだ空き床がある(平成 15 年 6 月末現在入居率約 75%)ものの、これからも中心市街地の活性化のための中核施設として市民からも期待もされているところ。

### セキュリティ対策

運用時間中においては、三条昭栄開発株式会社に監視・管理業務を委託することにより、同社が監視管理用カメラ(自動交付機を撮影)及び個人撮影用カメラ(自動交付機内部から利用者を撮影)を介して監視を行う(利用者を撮影した映像記録は市役所で 2 年間保存)。また、同社が 1 時間に 1 回程度の頻度で巡回を行う。この場合において、同社と市役所との間で緊急連絡体制を整備することにより、緊急時には、市役所職員が迅速に駆けつけること等ができるようにする。

運用時間外においては、自動交付機の設置場所を含む「パルム 1」の 1 階フロアの大部分をシャッターで閉鎖することにより、外部と完全に遮断するとともに、シャッターの破壊行為等に対しては、同社が契約している警備会社(セコム上信越株式会社)が対応する。よって、自動交付機を囲うブースは設置しない。

また、個人情報保護対策としては、上記(自動交付機と市役所内サーバとの間は他のネットワークとは物理的に完全に独立した専用回線を使用、利用に際しては暗証番号の入力が必須)のほか、ア)三条市個人情報保護条例に基づき、個人情報を漏洩した職員や受託会社社員に対する罰則の適用、イ)誤った暗証番号が 3 回入力された場合には、自動交付機内にカードが取り込まれる、ウ)カードや住民票の写しを取り忘れられた場合には、一定時間経過後に自動交付機内に取り込まれる、エ)サーバにアクセスする職員を必要最小限に限定する、等の措置を講ずることとする。

### トラブル対策

三条昭栄開発株式会社に監視・管理業務を委託することにより、同社が障害検出装置(証明書に係る印刷トラブル、釣銭不足等をアラーム音とともに画面に表示する装置)や緊急電話(自動交付機脇と同社間の専用電話)を介してトラブルを認知し、当該トラブル対策を行う。この場合において、同社と市役所及び自動交付機メーカーとの間で緊急連絡体制を整備することにより、同社が対応困難な場合に市役所職員又は自動交付機メーカー社員が迅速に駆けつけることができるようにする(概念図は別添のとおり)。

### (5) 事業により実現される行為

三条昭栄開発株式会社が運営管理する商業施設「パルム 1」に、専用の自動交

付機を移設することにより、「印鑑登録証明書」の自動交付が実現される。

5 当該規制の特例措置の内容

通知（印鑑登録者識別カードによる申請に基づく印鑑登録証明書の交付に係る留意事項等について（総行市第 211 号））の定める基準にかかわらず、上記 4 のとおり、個人情報保護対策やセキュリティ対策を講じた上で、「印鑑登録証明書」を交付する自動交付機を、三条昭栄開発株式会社が運営管理する商業施設「パルム 1」に移設し、住民基本台帳カードを利用した三条市独自のサービスである「印鑑登録証明書」の自動交付サービスを提供する。